

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告別紙の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和8年5月28日

千葉地方法務局市原出張所 登記官 高橋 富美代

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項	
0408-2024-0010	市原市廿五里字新田上	1 3 5 5
0408-2024-0029	市原市畑木字東沼	1 4 4 - 3